

毎月21日は、城東区「災害に備える日」です



先月、石川県能登地方で最大震度7を観測した「令和6年能登半島地震」では、石川県を中心に家屋の倒壊や津波による大きな被害が生じました。地震による道路の寸断、電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備えて、普段から飲料水や保存のきく食料などを家族の人数分(出来れば1週間分、最低でも3日分)備蓄しておきましょう。また、冬の時期には避難リュックに防寒着を入れておくなど、季節に応じた備えも心がけましょう。

冬の災害に備えた備蓄品

- 新聞紙+ラップで腹巻きに新聞紙+ポリ袋で防寒着に使い捨てカイロ
- カセットコンロ
- カセットガスストーブ
- カセットガス
- 温かい肌着
- アルミシート
- 身体を温めるチョコやナッツ



災害の「備え」チェックリスト 日ごろからそなえておきましょう

非常用持ち出し袋 避難の際に持ち出すもの!

- 水
- 食品
- ヘルメット
- レインウェア
- 懐中電灯
- 携帯ラジオ
- 携帯充電器
- 軍手
- 洗面用具
- 歯ブラシ・歯磨き粉
- タオル
- ペン・ノート
- ウェットティッシュ
- 貴重品

子どもがいる家庭の備え

- ミルク
- 子ども用おむつ
- 抱っこひも
- 使い捨て哺乳瓶
- おしりふき
- 離乳食
- 子どもの靴
- 携帯用おしり洗浄器
- 母子手帳
- ネックライト

女性の備え

- 生理用品
- サニタリーショーツ
- 防犯ブザー
- おりものシート
- 中の見えないごみ袋

高齢者がいる家庭の備え

- 大人用紙パンツ
- 介護食
- デリケートゾーンの洗浄剤
- 杖
- 入れ歯・洗浄剤
- 持病の薬
- 補聴器・めがね
- 吸水パッド
- おくすり手帳のコピー

問合せ：市民協働課(防災・防犯)

☎6930-9045 FAX 050-3535-8685

寒い冬もダニ対策しましょう

マンション等の住宅は気密性が高いため、外気との温度差が出て室内に結露が生じやすくなり、カビ・ダニの大量発生につながります。窓を開ける、こまめに掃除するなど、室内環境対策を行いましょう。

問合せ：保健福祉課(生活環境)

☎6930-9973 FAX 050-3535-8689

令和5年度 城東区民アンケートを実施します

城東区では、住民基本台帳から無作為に抽出した、18歳以上の城東区民2,000名の方を対象に城東区民アンケートを実施します。アンケートが届きましたら、ご協力をお願いします。

問合せ：総務課(総合企画)

☎6930-9683 FAX 050-3535-8684

全国一斉「遺言・相続」相談会

申込要
無料

4月1日より、相続登記の申請が義務化され、正当な理由なく相続登記を怠ると、過料が科される可能性があります。この機会にぜひご相談ください。

と き：2月10日(土) 10:30~16:30

と ころ：区民センター4階 小会議室2、3(中央3-5-45)

内 容：相続登記や遺言に関する一般的な質問について、相続登記の専門家・司法書士がお答えする相談会

定 員：24組(先着順)

申込み：電話(☎0120-208-333)にて

問合せ：大阪司法書士会(事務局)

☎6941-5351 FAX 6941-7767

ヒートショックに要注意!

ヒートショックとは寒い場所から急に暖かい場所に行く等、気温の変化に体が対応できず、脳卒中や心筋梗塞などを発症してしまう現象です。特に高齢者に起こりやすく、入浴中に起こることがよくありますので、脱衣所の気温を上げる等の対策をして入浴中にヒートショックが起こらないように気を付けてください。



問合せ：城東消防署

☎6931-0119 FAX 6931-0072

個人市・府民税の申告受付がはじまります



送付または大阪市行政オンラインシステムによる申告をお願いします。申告書は、市ホームページで源泉徴収票などをもとに作成できます。



申告のお知らせ

申告方法・受付期間

① 送付 市税事務所あて送付による申告

受付中 3月15日(金)まで



③ 窓口 窓口での申告(土日祝を除く)

【注意】受付期間の最初・最後の1週間や9:00台は混雑が予想されます。

市税事務所窓口	区役所臨時申告会場
京橋市税事務所 (都島区片町2-2-48 JEI京橋ビル4階)	区役所1階 101・102会議室
受付期間 2月5日(月)~3月15日(金)まで	受付期間 2月16日(金)~3月15日(金)まで
受付時間 月~木曜日 9:00~17:30 金曜日 9:00~19:00	受付時間 月~金曜日 9:00~11:30 13:00~16:00

② オンライン 大阪市行政オンラインシステムによる申告

受付中 3月15日(金)まで

- ・令和5年中に収入がある方(給与所得・雑所得(公的年金等・業務・その他)の申告のみ)
- ・令和5年中に収入がない方



※所得税の確定申告等については、城東税務署(☎6932-1271)にお問い合わせください。

問合せ：京橋市税事務所(個人市民税) ☎4801-2953 FAX 4801-2871

ご存じですか? 確定申告できる介護保険の費用

利用者負担は、医療費控除の対象となります場合があります。

●施設サービスを利用されている場合

- ① 介護療養型医療施設
- ② 介護老人保健施設
- ③ 介護老人福祉施設(2分の1相当額)
- ④ 介護医療院の介護費・居住費・食費等の自己負担額

●居宅サービスを利用されている場合

- ① 医療系サービス(訪問看護、訪問・通所リハビリテーションなど)の自己負担額
- ② 福祉系サービス(生活援助中心型を除く訪問介護、通所介護など)の自己負担額。ただし、医療系サービスと併せて利用した場合に限る。

※上記以外でも、介護福祉士等によるかくたん吸引・経管栄養のサービス利用料は、自己負担額の10分の1が対象。

●おむつ代

医療費控除には医師が発行したおむつ使用証明書が必要。※要介護認定を受けており、おむつ代の控除を受けることが2年目以降の方は、医師の証明に代わる確認書を交付できる場合あり。詳しくは問合せ先へ。

介護保険料は社会保険料控除の対象となります。

問合せ：保健福祉課(介護保険)

☎6930-9859 FAX 050-3535-8688

「障がい者控除対象者認定書」をご存じですか?

身体障がい者手帳などの交付を受けていない方でも、65歳以上で、ねたきりの方または認知症の方で、その程度が身体障がい者手帳などの交付基準に準ずる場合は、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

認定書を提示し、所得税の確定申告や個人市・府民税の申告をすることにより税法上の「障がい者控除」の適用を受けることができます。

申込み・問合せ：保健福祉課(福祉)1階 13番窓口

☎6930-9857 FAX 050-3535-8688

固定資産税・都市計画税(第4期分)の納期限は、2月29日(木)です

問合せ：●固定資産税・都市計画税(土地・家屋)については、京橋市税事務所(固定資産税)

☎4801-2957(土地)4801-2958(家屋)
FAX 4801-2873

●固定資産税(償却資産)については、船場法人市税事務所固定資産税(償却資産)

☎4705-2941
FAX 4705-2905



防災・防犯
担当からの
お知らせ

【令和6年能登半島地震】災害義援金の募金箱を、城東区役所1階総合案内横に設置しています。設置時間は、平日9:00~17:00(金曜日は19:00まで)、日曜開庁日は9:00~17:00です。領収証書が必要な方は、義援金を募金箱に投入せず直接3階33番窓口(平日9:00~17:30)へお越しください。皆さまの温かいご支援をお願い申し上げます。
問合せ：市民協働課(防災・防犯) ☎6930-9045 FAX 050-3535-8685



2月の区役所
日曜開庁日
のお知らせ

窓口サービス課(住民情報・保険年金)の日曜開庁日は2月25日(日)9:00~17:30です。取り扱える主な業務は、転入・転出などの届出、マイナンバーカードの受取りなど、出生・婚姻などの戸籍届出、国民健康保険や国民年金の各種届出などです。一部取り扱えない業務がありますので、詳しくはお問い合わせください。区役所窓口のお呼び出し状況は、区ホームページで確認できます。

